

只見町1歳児歯科健診実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第9条及び厚生省通知（昭和41年10月21日児発第688号及び昭和62年7月31日児発第670号）に基づき、只見町民の生涯を通じた健康な口腔環境の基礎を築くため、1歳児歯科健診を実施し、乳幼児のう蝕及び口腔疾患の予防、早期発見及び抑制処置を実施し、乳幼児の健康づくりと保護者の教育及び援助を行う事を目的とする。

(対象者)

**第2条** 只見町に在住する10箇月から14箇月までの乳幼児を対象とする。

(実施機関)

**第3条** 実施機関は保健福祉センターとする。

(従事者)

**第4条** 健診等従事者は、歯科医師、歯科衛生士及びその他の職員とし、それぞれ次の業務を行う。

- (1) 歯科医師は、歯科健診及び保健指導・相談を行うものとする。
- (2) 歯科衛生士は、歯科健診の介助及び保健指導を行うものとする。
- (3) その他の職員は、必要に応じて受付及び案内等を行うものとする。

(実施方法及び内容)

**第5条** 1歳児歯科健診は次の方法及び内容により行う。

(1) 受付

保健福祉センターに来所した保護者の順番により、母子健康手帳に受付番号を記入するとともに、歯科相談カードの記入を求める。

(2) オリエンテーション

ア 個別又は集団で行う。

イ 乳幼児歯科健診の意義、健診の流れ及びフッ素塗布などの歯科予約について説明する。

(3) 歯科健診

次の事項をチェックし、乳幼児歯科相談カードに記入する。

ア 萌出、う蝕、軟組織及び歯列咬合の状態

イ 癒合歯、着色歯、結節及び形成不全等の状態

ウ 口腔内清掃状態

エ その他特記事項

(4) 個別指導

ア 健診結果及びアンケートに基づき指導する。

イ う蝕のある乳幼児は、次回の予約を早めに行うように指導する。

ウ 次回の歯の健康教室、薬物塗布又は歯の定期健診への予約を行い、歯ブラシを持参するよう指導する。

エ 個別指導内容については、記録を整備し保存する。

(報告)

**第6条** 健診結果を集計して日報に記載するものとする。

(委任)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、1歳児歯科健診の実施に関し必要な事項は保健福祉課で定めるものとする。

**附 則**

この要綱は、公布の日から施行する。